

## パブリックコメント制度実施要綱の考え方

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度の実施に関して必要な事項を定める、市の政策等の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、市と市民の協働による開かれた市政推進に資することを目的とする。

### 考え方

#### 「目的」について

この制度の目的は、市が基本的な施策等を作成する過程において、市民等から幅広い意見を募集し、その意見を市政に反映させることであり、この制度の実施により、立案から最終的な案の決定までの過程が公開されます。市政への市民参画の機会が拡充され、市民への説明責任を果たすことによって、公正で開かれた市政の推進と、市民と行政との協働によるまちづくりを一層推進することを目指します。

これまでの計画策定の際、各部局の判断で計画に対する市民からの意見募集を実施してきましたが、全庁共通のルールとして制度化するものです。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) パブリックコメント制度

市の基本的な政策等の策定に当たり、策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民等に公表し、この案に対して市民等から提出された意見及び提案(以下「意見等」という)を考慮して、意思決定を行うとともに、その意見等の概要及び意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手續に関する制度をいう。

#### (2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員をいう。

#### (3) 市民等

市に係る者のうち、次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 市に対して納税義務を有する者

カ 前各号に掲げるもののほか、当該計画等により直接的な利害関係を有すると認められる者

#### 考え方

##### 「パブリックコメント」制度について

市が施策等を決める場合、その案を広く市民等に公表し、市民等から提出された意見および提案を参考に意思決定を行い、その検討結果とともに市民等から提出された意見および提案に対する、市の考え方を併せて公表していく一連の手続きに関する制度をいいます。

##### 「実施機関」について

この要綱により、パブリックコメント制度を実施する市の機関を規定しています。市の行政機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員を「実施機関」として明確に位置付けます。ただし、議会については、行政の執行機関ではなく議決機関であり、併せて執行機関のチェック機能を持つ機関であるため除外しています。

この要綱に規定する「実施機関」の事務は、その政策等の担当課等で行います。

##### 「市民等」について

この制度により、市に関係する方々を広く「市民等」として位置付け、幅広く意見を求めることにより、パブリックコメント制度の有効的な活用を図ります。

#### (対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となる政策等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画、それぞれの行政分野における施策の基本方針、その他基本的な事項を定める計画の策定又は重要な改定
- (2) 市政に関する基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関するものを除く)の制定又は改廃
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めたもの

#### 考え方

「市の基本的な政策を定める計画」とは、市の基本的政策や目指すべき方向を定める「総合計画」やそれに基づいて定められる個別の計画をいいます。

「それぞれの行政分野における施策の基本方針」とは、「地域福祉計画」「地域防災計画」など個々の行政分野で定められる計画をいいます。

「市政に関する基本的な制度を定める条例」とは、「情報公開条例」や「行政手続条例」など広く市民を対象とする制度や、市の理念や基本姿勢などを定めるものをいいます。

「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、市民に対し、一定の行為について市に届出を求めることや、一定の行為自体を禁止することなど地方自治法第14条第2項の規定に基づく条例が該当します。

ただし、地方税の賦課徴収や分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収、保険料の賦課徴収に関するものなど金銭徴収に関するものについては除きます。

**\*参 考**

地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

その他実施機関が必要を認めるものとは、広く市民に適用される規則等のうち、実施機関において本制度の適用を必要と認めるものをいいます。

(対象の適用除外)

第4条 政策等の策定が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の規定を適用しない。

- (1) 市民等への意見を聴く手続等が法令等で定められているもの
- (2) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの
- (3) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微であるものと実施機関が認めた事項

考え方

「市民等への意見を聴く手続等が法令等で定められているもの」とは、法令等により縦覧または公聴会の開催等意見聴取の手続きが義務付けられており、この告示に定める手続きと同様な手続きが行われた場合をいいます。

「地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの」については行政が立案した条例ではなく、地方自治法第74条第1項に定められているところにより、民意が反映されているものと判断し、この告示は適用除外とします。

**\*参 考**

地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。「迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微であるもの」とは、この制度の手続きに係る所要時間の経過等により、当該施策等に係る効果が損なわれるなどの理由でこの手続きを経ている時間が無い場合や、災害等明らかに緊急を要すると認められる場合並びに、大幅な改正又は基本的な事項の改正を行わない場合をいいます。

(公表の時期等)

第5条 実施機関は、第3条各号に掲げるもの(以下「政策等」という)の策定をしようとするときは、その意思決定前の適切な時期に、この手続に必要な期間を設け政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するよう努めなければならない。

(1) 当該政策等の案を作成した趣旨、目的及び経緯

(2) 前号に掲げるもののほか、政策等の案の説明に必要なもの

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

考え方

「公表の時期」については、意思決定の適切な時期に行いますが、条例案や議会の議決を要するものは、当然議会前となります。

「公表する資料」については、計画等の案本体のほか必要があれば関連資料を併せて公表します。

「公表の方法」については、実施機関が指定する場所での閲覧、市の広報紙及びホームページ等への掲載するなどの方法による。

(意見等の提出等)

第6条 実施機関は、市民等が政策等の案についての意見等を提出するために20日以上の意見等の提出期間及び次項の規定の提出方法により、当該政策等の案を公表する時に明示するとともに、意見等の提出を受けなければならない。ただし、やむをえない特別な理由があるときは、提出期間を20日未満とすることができる。

2 前項の意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他実施機関が必要と認める方法

3 当該意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所、氏名(団体名)その他実施機関が必要と認める事項を明示しなければならない。

考え方

「意見等の提出期間」については、目安として20日程度とするが、住民等へ十分に周知できる期間を考慮するとともに、施策等の案の内容や意思決定するまでのスケジュール等を勘案して、実施機関が適宜定めるものとします。

「意見の提出方法」については、指定場所への書面の提出、郵便、ファクシミリ及び電子メール等によるものとし、意見等を提出する場合に、住所、氏名又は名称、連絡先等の記載を求めるものとします。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定についての意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等について意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要、提出された意見等に対する考え方及び政策等の案を修正したときにあつては当該修正内容を公表しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による公表において、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち、類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表するものとする。ただし、意見等のうち、公表することにより、個人又は法人の権利、利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 前2項の規定による公表の方法については、第5条第3項の規定を準用する。

考え方

「意見等の処理」については、提出された意見等を考慮して、意思決定を行います。が、原則として提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見を必ず取り入れるといことではなく、提出された意見等を考慮して、判断するということです。

また、提出された意見等を公表する場合、必要に応じて、意見等を趣旨からはずれないよう要約するとともに、類似の意見が複数あった場合には、一つにまとめて実施期間の考えとともに公表します。

(実施状況の把握及び一覧表の作成等)

第8条 市長は、パブリックコメント制度を行っている案件の一覧表を作成し、市のホームページ等に掲載して公表するものとする。

2 前項の案件の一覧には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 案件名

(2) 公表日

(3) 意見等の提出期限

(4) 政策等の案等の入手方法及び問い合わせ先

考え方

「実施状況の把握及び一覧表の作成等」については、パブリックコメント制度による手続きをしようとする場合は、担当課はあらかじめ、広聴広報担当に所定の事項

を報告し、公聴広報担当は案件の一覧表を作成し、ホームページ等に掲載します。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメントの実施について必要な事項は、実施機関が別に定める。

考え方

パブリック・コメント制度の実施にあたり、この要綱に定められていない事項については、別ルールを定めます。